



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第60号 : 特集・新著紹介 I
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 60, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78871
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

1991年5月1日

吐魯番出土文物研究会

第60号

特集・新著紹介Ⅰ

【はじめに】

一昨年、昨年と同じ要領で、本年も中国で発表された吐魯番出土文物関係の論稿を紹介することにした。今回対象としたのは主として1989年に公表されたものだが、一部それ以前のものも含んでいる。これらはいずれも掲載された雑誌の入手が日本国内では不可能なため、いままで実見することができなかったものである。

本号に掲載したのはそのうち調査報告、古文書学的な論稿、および高昌国時代の政治（制度）に関わる個別論稿などである。

☆

☆

☆

☆

◆新疆首届考古专业人员训练班「交河故城、寺院及雅爾湖古墓发掘简报」

（『新疆文物』1989年第4期、2～12）

共和国成立後、比較的早い時期にヤールホト古墓群の発掘調査が行なわれたことは既に知られていたが、これはそれからなんと三〇年以上も経過して初めて公表された報告である。冒頭の説明によれば、首届考古专业人员训练班は約四〇名のウイグル族と漢族の出身者から構成されており、夏鼎氏の講義を受けた後、一九五六年八月から庄敏、劉閔民両氏の指導のもと交河故城において、寺院遺址の調査、ヤールホト古墓群の発掘、および交河故城の測量からなる実習に従事したという（班の隊長は報告の執筆者でもある李文永氏）。とにかく簡報とはいえ、三〇年ぶりの報告の公刊を慶びたい。

実習のなかで最も興味深いのはやはりヤールホト古墓群の発掘の結果である。報告によれば、発掘したのは黄文弼氏がかつて溝西とした地点で、曹氏一族墓が六基、袁氏一族墓十一基、および汜氏一族墓（九基中の）六基の計二三基である。曹氏一族墓のひとつであるTYM106号墓のごく簡単な図が掲載されているだけで、残念ながら各墓についての詳細なデータは紹介されていないが、主要な出土品についての解説があり、それによれば陶製品が圧倒的に多く、ほかには泥製品・銅器・錢貨などがある（このうちのササン朝ベルシャの銀貨については、夏鼎氏がいち早く言及している。同氏「中国最近発現的波斯薩珊王朝銀幣」〈『考古学報』1957年第2期〔同氏『考古学論文集』北京 科学出版社、1961年、所収〕〉）。また文字資料として見逃せないのが出土した八方の墓埴である。これについては既に侯燦氏によって紹介されているので（侯燦「麹氏高昌王国官制研究」〈『文史』第22輯、1984年。以下、「官制研究」〉、同氏「解放後新出吐魯番墓誌録」〈北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第5集 北京 北京大学出版社、1990年。以下、「墓誌録」〉）、一覽表を示しておこう（表題は紹介者が便宜的に付したものである）。

①高昌延昌十六（五七六）年十一月曹阿捨墓表（56TYM103:6）

【「官制研究」、三五頁四五／「墓誌録」、五七二頁録注二〇】

②唐貞觀十六（六四二）年六月曹氏墓表（56TYM104出土）

【「墓誌録」、五九〇頁録注八六】

③高昌延昌五（五六五）年二月曹仁秀妻張氏墓表（56TYM105:1）

【「官制研究」、三三頁二六／「墓誌録」、五七〇頁録注一四】

④高昌延昌六（五六六）年正月曹某妻張連思墓表（56TYM105:2）

【「官制研究」、三三頁二九／「墓誌録」、五七一頁録注一六】

⑤高昌丁丑歲（六一七年？）十一月汜某墓表（56TYM5出土）

【「官制研究」、四五頁一三九 — 整理番号をL1.4.23.とする／
「墓誌録」、五七九頁録注四七 — 整理番号を56TYM3:2とする】

⑥高昌延壽十五（六三八）年十月汜延海妻張歆臺墓表（56TYM4:1）

【「墓誌録」、五八五頁録注六七】

⑦高昌延壽十一（六三四）年二月汜延壽墓表（56TYM4:2）

【「墓誌録」、五八四頁録注六三 — 「汜延壽」を「汜延熹」とする】

⑧高昌延昌廿一（五八一）年十二月汜神武妻和氏墓表（56TYM2:1）

【「官制研究」、三六頁五〇／「墓誌録」、五七二頁録注二一】

従来ヤールホト古墓群から出土した文字資料として知られていたのは、これらと同じ墓塋であって、文書類はほとんどなかったが、今回の報告でも文書の出土例については記すところがない。これは調査の性格や方法に由来するのか、あるいはこの古墓群とアスターナ・カラホージャ古墓群との墓葬や、それを生み出した両地域社会の性格の相違をも反映しているのだろうか。だとすれば、問題はきわめて重大だが、現時点での即答はむづかしいようである。 (N)

◆林聰明「吐魯番文書解讀要點試論」

（『敦煌學』第14輯、1989年4月、79～89）

トゥルファン出土文書の特徴を古文書学的な観点から整理した佳編。台湾の研究者による成果という点も含めて興味深い論稿である。

本論では、トゥルファン出土文書の分析に際して重視すべき点として、①形態、②書写・点校、③年代、④裁断、および⑤俗字・通仮字の五点を指摘し、それぞれについて具体例を上げて説明する。まず①については、トゥルファン出土文書の多くが二次利用された形で出土していること、したがって文書として復元した場合断片にならざるをえないことを確認した上で、紙背文書については紙表との関連性を、また押署・縫署については内容との関連性に留意すべきことを述べる。②では、書写については官文書と私文書によって書き手が違うこと、そしてそれによって書風も多様であること、墨書以外にも朱書や藍書があることなどを、また点校については点読や訂正にいくつかの方法があることを紹介する。③では、主として元号を欠く文書の年代決定の方法を提示する。具体的には干支、避諱、文字（武周新字）、文書内容（人名や官職名）、墓葬形式、そして伴出文書などである。④では、一点の紙鞋や紙帽から元来同一の文書を構成していた断片が析出されるケース、全く別の文書だった断片が析出されるケース、および同じ性格を有する別の文書が析出されるケースの三つがあるので、裁断の状況に注意すべきことが述べられる。最後の⑤では、俗字のいくつかのパターン（偏・旁の混乱や置廃、異体字など。ひとつの正字が複数の俗字で表記されることもある）と、音通の通仮字の具体例が示されている。

著者がここに上げている五点はいずれもとくに目新しいわけではない。しかしトゥルファン出土文書の特徴をこのように古文書学的な観点から整理する試みがなぜか今までほとんどなされてこなかったことを思うと、ひじょうに新鮮な印象を受ける。トゥルファン出土文書研究の基本的な確認事項というべきであろうか。もちろん一方では不満もある。それは著者が上げた五点は、③を除けばいずれも広義の形態に含まれる問題ばかりであって、様式や性格、あるいは機能に関わる問題は全て捨象されてしまっているからである（形態のうちでも、重要であるはずの紙質や捺印の問題については一切

言及がない。もっとも前者については、新出文書が実質的には非公開である以上、やむをえないかもしれないが）。たしかにこれらの点は、形態とは違って高昌郡・高昌国・唐西州時代を通じた一般化がきわめて困難であるかもしれない。しかしこれらの点にこそ、トゥルファン出土文書研究の固有の課題があるのでないだろうか。それはほとんどの場合年代決定から始めなければならない敦煌文書研究との比較でいえば、トゥルファン出土文書研究では形態論の相対的な比重が軽いということでもある。この点著者の今後の進展に期待したいと思う。

なお理由があつてのことなのだろうか、『吐魯番出土文書』の解説や題解をはじめとして、中国の研究者の成果に依拠している点が少なくないと思われるにもかかわらず（いわゆる義和の政変はその代表例であろう）、具体的な引用も含めて一切明記を欠いていることも気にかかった。（N）

◆廖名春「吐魯番出土文書語詞初探」

（『新疆文物』1989年第4期、78～86）

漢語史研究の立場から、トゥルファン出土文書中の用語の意味を探った論稿で、取り上げられているのは、①「損」、②「在」、③「前却・延引」、④「大例・大七例・大七列」、⑤「亭分・庭分・亭支・停分」、⑥「東西」、⑦「无・毛・不在」、および⑧「咸」の八項であり、契約文書に頻用される語句が中心で、「東西」や「无・毛」などは、本誌第36号に紹介した蒋礼鴻「《吐魯番出土文書》第一冊詞釈」にも言及されている。

それぞれについて簡単に要約しておく、先ず①は「快癒」、「治癒」の意味になるが、それは「損」字に「減」の意味があり、病状が軽減するという意味で「損」が用いられるようになったからと推測している。次の②は書簡（家書）のなかで多様に用いられているが、その用法は以下の三つに分類できる。④形容詞の「平安」や「好」のあとについて音節となる場合は固有の意味をもたず、⑥動詞のあとにつく場合は「着」のように動作の継続している状態を示し、⑦句の最後にある場合は現在の「将……的」の意味を有している。③はいずれも契約文書中において「××不償（還）」と用いられており、「前却」も延引と同じ意味をもつものと考えられる。④は「大命・天命」とする蒋礼鴻説に対し、「七」が「化」に等しく、かつ「化」が「俗」の意味を有することから、「通行之例」という解釈を提示する。またその点からすれば、敦煌出土の契約文書に見られる「郷原（元）之例」に相当する（なお類似の「郷法」は、トゥルファン出土の契約文書にも見られる。詳しくは、高橋〈津田〉芳郎「唐宋間消費貸借文書試釈－賠償利息文言をめぐる－」（『史朋』第14号、1982年）、参照）。⑤は先ず「分」と「支」は等しく、また「亭」（「停」と「庭」は同音）には「平」や「均」の意味があるので、あわせると「平分」（平均分配）の意味になる。⑥は敦煌文書に依拠して「死」とする蒋礼鴻説（第36号、参照）や、「産業」とする『辞海』の説をしりぞけ、これを「逃亡」と解釈する。⑦は契約文書に「身東西不在」というように⑥と接続して頻出しており、こちらこそ「死」の諱称であり、いずれも同義である（「身東西毛」という例も著者は一例だけ（『文書』Ⅰ、192頁）上げているが、著者によれば、「毛」は「无」（無）と古音を等しくし、地域によっては以後も同音だったという。したがって第36号に記した憶測を撤回しておきたい）。⑧だけは高昌国時代の墓埴に見えるもので、没年の表記に、例えば「春秋七十咸一」というように用いられているが、これは明らかに「有」と同義に用いられている。

契約文書の用語については、敦煌文書も含めて比較的先行研究に恵まれているが、著者は契約文書にとどまらず、書簡中の「在」の用法や、墓埴に特有の表現などにも検討範囲を広げているほか、契約文書の用語についても、蒋礼鴻氏の所説を批判しつつ新たな解釈を示している。そのなかには我が国では既に共通の理解になっているものもあるが、本稿に接すると、墓埴も含めてトゥルファン出土

文物が、歴史・書道史研究のみならず、漢語史研究にも豊かな材料を提供しうることをあらためて認識できるであろう。(N)

◆彭琪「麹氏高昌王国史論雑談」

(『新疆師範大学学报』1987年第1期、41～45)

◆王素「麹氏高昌中央行政体制考論」

(『文物』1989年第11期、39～52)

前者は表題から内容を窺いえないが、高昌国における令尹と府という官制上の問題を取り上げており、しかも後者はこれを念頭に置いて書かれているので、ここでは一括して紹介することにした。

先ず彭氏の論稿だが、王太子が兼務した高昌令尹なる官職について、先行研究の理解を紹介しつつ、これを中央官制の最高官で、中国王朝の録尚書事や宰相に相当するという。また府については、鎮西府をはじめとする平遠府、撫軍府などの府が高昌国における地方行政単位として郡の上位にあったとする見解を批判し、これらは將軍府であって、鎮西府が交河郡に、平遠府が田地郡に併置されたにすぎず、高昌国の地方行政単位は郡(太守)－県(令)－城(城主)という序列になっていたという。

一方王氏の論稿は、「麹氏高昌中央行政体制素描」、「出納審査機構及官員」、「執行機構及主要長官」、「王府及主要官員」、および「麹氏高昌中央行政体制簡論」の五節からなっている。「素描」では先ず基本的な出土史料が提示され、同時代の中国王朝の中書(出納を担当)、門下(審査)、尚書(執行)の三省制のうち、この国では出納と審査の機能が分化しておらず、門下と中兵が出納と審査の双方を担当したこと、執行を担当した官員には、中国王朝にも見られる尚書系の官員以外に、地方官でもある高昌令尹や、高昌王府の官員などが含まれていたことなどその概要を述べる。「出納審査機構」では、文武のうち前者を担当する門下機関については門下校郎、通事舍人、通事令史、省事、侍郎(王公府からの差遣)という、後者を担当する中兵機関については中兵校郎、中兵參軍、中郎(校郎以外は都督府や將軍府からの差遣)という構成を想定する(それぞれこれにさらに差遣官が加わる)。著者はまた各官職の起源を中国王朝の官制のなかに探り、校郎についてはその語源を三国時代、中書に所属した校事に求め、直接的な先駆形態を北涼の同名の官職に認めている。また「執行機構」においては、頂点にある高昌令尹の「令尹」が尚書令と都城尹が合体したもので、この地位を王太子が占めるのも、北涼の方式を継承したものとす。令尹の下名の二名の綰曹郎中は尚書左右丞に相当し、「綰曹」とは「諸部を統攬する」のではなく、「統攬する部」の意であるという。また諸部として吏部、庫部、倉部、都官、屯田、兵部、民部、祀部、および主客の九部があり、うち屯田までの前五者は魏晉に同名の部曹があり、吏部と兵部の二者は北涼での存在が確認される。各部の長官は郎中(侍郎)であるが、彼らは上奏文書に押署した形跡がなく、しかも墓塋史料から判断する限りでは死後の贈官のケースが多いので、生前この官を得た場合でも榮譽職としてであったとという。「王府」では、この国の歴代の王が中国王朝から冊封されており、その官爵号から王公府、都督府、州牧府、および將軍府を開くことができ、それぞれに左右だから二人ずつ計八人の長史、司馬を属官としたこと(このほかの属官のうち、參軍は定員なし、その下の主簿はやはり計八人)、この八人という数字が「正史」高昌傳の記述と合致することを説明する。執行機関の官員として上奏文書などに押署している長史以下主簿に至るまでの官員もじつは本来王府に所属しているこれらの官員が差遣されているにすぎない、というのが王氏の理解である。したがって九部ある執行機関の全てに長史や司馬が

差遣されるということはありません、最低ひとつの部には必ず欠員が生じざるをえず、將軍号を有する者が諸部の実務を担当するような事態になる。また司馬や侍郎は中央の機関に差遣されるだけでなく、城令として地方に差遣されることもあった。最後の「簡論」では、以上の考察をふまえて、高昌国の中央官制には、中国王朝の被冊封国家としての存在に規定された面と、自然的・地理的な環境に規定された面の両面があったと総括する。前者の面を象徴しているのが王公府以下の四府からなる王府の存在と、それとは対照的な出納審査機関に専属の官員の官位の低さや、高昌令尹や綰曹郎中以下の郎中など執行機関の専属の官員についてのカモフラージュ（前者は尚書令的な存在ながら誤解を避けるために「令尹」とせざるをえず、後者はその存在自体を中国王朝に対して秘匿せざるをえなかった）などの事実だったとすれば、後者の面を象徴しているのは、執行機関の諸部がたかだか十にも満たず、しかも榮譽職である郎中以外には専属の官員を有しておらず、実務は將軍や王府から差遣された長史以下の官などによって担われていた（さらにいえば、地方長官でさえ王府から差遣された）事実であろう。これは戸口数や支配領域に制限があり、かつ遊牧民族に侵入に対処するため巨大な軍事力を確保する必要があった分だけ、大規模な官制を創りえなかったこの国家の限界を物語っているものである。

彭琪氏の論稿は、同氏「麹氏高昌王国行政官職芻議」（『新疆社会科学研究』1986年第2期）の補説という位置にあるが、いずれも侯燦「麹氏高昌王国官制研究」（同氏『高昌樓蘭研究論集』烏魯木齊 新疆人民出版社、1990年、所収〈初出は1984年〉）にほぼ全面的に依拠している。したがって侯燦氏の所説に対する批判をそのまま彭琪氏のそれにもってすればよいわけで、ここでは郡の下に県が（実際は両者に上下関係はなかった）、また県の下に城（郡や県は城郭を単位に設置されたので、両者を一括して城と呼んだものと思われる）がそれぞれ設けられたとする点が批判されよう。その反面肝心の令尹や府に関する見解には残念ながらとくに目新しい点はない。

一方王素氏の論稿は、王府の存在とその構造を基軸にすえながら、高昌国の中央官制を復元せんとした意欲的な試みである（いくつかの註で、侯燦氏の所説やそれに依拠する彭琪氏の所説に対する説得的な批判が行なわれている）。もちろん王府の存在は、古くは故嶋崎昌氏、最近では白須淨眞氏や荒川正晴氏らによって注目されており、王氏の独創的な見解ではないが、各氏が王府の発展形態として高昌国の官制を捉えるという傾向をもっていたのに対し、王氏は王府を具体的に分析した（「正史」高昌傳に長史と司馬がともに八人とあるのは四つの府があり、それぞれに左右各ふたりづつ配置されていたとするのなどすぐれた着眼だと思う）上で、それが一貫して維持され、その官員が門下系＝出納審査機関や尚書系＝執行機関へいわば出向＝差遣した（換言すれば、門下系や尚書系の機能を維持したのも、出向してきた王府の官員だった）というのであって、この点はほとんど王氏の独創的な成果といってよいだろう。またこのほかにも、高昌令尹や綰曹郎中の解釈など新しい見解を随所にみることができる。しかし問題点もまたそこに集中しているように思う。

高昌国の中央官制が王府をその基礎とし、かつその構造に大きく規定されていたことはおそらく事実であろう。しかしながら冊封の有無も含め、高昌王が中国王朝から授けられた官爵は時代や王ごとに異なり、約一世紀半にわたって王氏が上げたような四つの府が一貫して併存していたとは考えがたい（王氏自身も上げているが、隋から受けた官爵に忠実であろうとすれば麹伯雅は王公府しか開けなかったはずで、そうなると、王氏の理解に従えば、長史も司馬も八名から二名に削減されてしまうことになる。しかしそれは考えられないことである）。もし王氏のように四つの府の存在を想定するとすれば、長史や司馬は（さらにいえば、參軍や主簿も）本来いずれかの府に専属していたはずだが、あらゆる史料を通じて、その痕跡をうかがうことはできない。したがって四つの府からなる王府と考えるよりも、むしろ漠然とした王府の存在を考えたほうが妥当なような気がする。またこれと関連して、「正史」高昌傳にみえている八名という長史や司馬の定員も、やはり四つの府ではなく、尚書系

の諸部の数（これ自体増減があったと考えてよいだろう）と一致するのではないだろうか。もし王氏の説明のごとくであれば、特定の某部に複数の主簿が配置されていたこと（根拠は王氏も上げている「義和三（六一六）年屯田條列得水謫麥斛斗奏行文書」であり、ここには屯田主簿として、田祁善と和住兒のふたりが名を連ねている）も、説明がつかなくなる。王氏はこのほかにも、従来門下系の官員と理解されてきた侍郎、中兵参軍、および中郎などについても王府から差遣されたと考えているようだが、たといこれらの名称を有する官職がその成立の時点において府官であったにせよ、高昌国においても同じく府官として設置されていたと断定することはできないと思う。とくに侍郎については、著者も紹介しているように、墓埵に「王国侍郎」と表記されるケースがあっても、けっして「王府侍郎」と表記されることはなかったという事実はこのことを物語っていよう。また上奏文書から明らかかなように、尚書系の諸部には主簿の下にさらに多数の吏が配属されていたが、彼らも王府から差遣されたのであろうか。

これらの点はいずれも王氏が描くところの王府の構造や内容に対する疑問だが、さらに王府が一貫して維持されていたとする点についても、問題があるように思う。もし王府が尚書系の諸部に発展的に解消されず、尚書系の諸部の成立後も王氏の説くように多数の官員とともに維持されていたとするのであれば、それは尚書系の諸部とも、さらには門下系の官府とも異なった固有の存在意義を有し、機能を果たしていたはずである。しかし史料はこの点についてなにも語らず、王氏もこの問題についてはふれるところがない。したがってやはり通説のように、王府は尚書系の諸部に発展的に解消したと考えたほうが妥当ではないだろうか（その時期は麹氏高昌国の成立直後と思われる）。あるいは王氏は、王府を尚書系の諸部や門下系の官府に派遣する官員を用意するだけの機関だったと考えているのであろうか。もしそうであるとすれば、それはもはや固有の官府とは看成しえないのではあるまいか。本稿は多くの点で既存の研究に対して新たな解釈を提示した画期的な論稿ではあるが、なお検討の余地ありと考える所以もそこにある。

(N)

■「古書展に出品された北館文書について」補訂

本誌第50号の「古書展に出品された北館文書について」に付した注(2)に、素文という人物が、跋文に見えることを指摘しましたが、その後北京大学の榮新江先生から、素文が『新疆訪古録』（蠕蠕永康五年写経残卷）に見えている新疆省・清理財政官の梁素文と同一人物であるのご教示を頂戴しました。ここに補訂させていただくと同時に、榮新江先生のご教示に謝意を表する次第です。

(荒川)

【お詫びと訂正】

本誌第54号の「吐魯番出土文物関係論著目録（稿）－1988・中文篇－」に印刷ミスがありました。お詫びして訂正致します。

3頁V(48) 薛宗正論文の掲載雑誌：（誤）『新疆社会科学』1988年第4期

→（正）『新疆社会科学』1988年第6期

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)